

発議第 号

教育内容への国家介入をすすめる教育基本法の改定に反対する意見書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条及び庄原市議会会議規則14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年6月9日

庄原市議会議長 様

庄原市議会議員 藤木邦明  
谷口隆明  
松浦 昇  
宇江田豊彦

## 教育内容への国家介入をすすめる教育基本法改定に反対する意見書(案)

政府が国会に提出している教育基本法の改定案は、教育基本法の前文から「(憲法の)理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」を削除し、「真理と平和を希求する」を「真理と正義を希求する」に書きかえている。

また、第2条の教育の目標では、「国を愛する態度を養う」など、20におよぶ「徳目」をならべ、第6条でその達成を学校の先生や子どもたちに義務づけようとしている。

さらに、第10条の教育は「国民全体に対し直接に責任を負う」という規定を削除し、さらに、教育行政の任務を「諸条件の整備確立」に限定していた部分を削除し、新たに第16条、第17条を設け、「国は教育に関する施策を総合的に策定」しその「基本的な計画を定め」としており、時の政府の意思によって、特定の価値観を強制することが可能になる法案となっている。

教育基本法は、教育の憲法といわれるほど重みのある法律であり、恒久平和、思想良心の自由を掲げる日本国憲法と一体のものであり、改定案は、その規定に正面から反するものとなっている。

よって、このような教育基本法の改定につよく反対するとともに、徹底審議をつよくもとめるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

庄原市議会